

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
18	民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し	厚生労働省	1～4
16	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等	厚生労働省	5～8
12	家庭的保育事業等における食事提供の搬入施設の緩和及び連携施設に関する経過措置の延長	厚生労働省	9～10
13	病児保育事業に係る要件の緩和	厚生労働省	11～12
14	一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲	厚生労働省	13～16
15	延長保育又は一時預かりと放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準等の緩和	厚生労働省	17～20
37	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等	国土交通省	21～27

# 「児童委員、民生委員」に係るご提案について

## 1 児童委員、主任児童委員、民生委員の概要

### 児童委員/主任児童委員

### 民生委員

#### 1 選任

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する(民生委員法第5条)  
民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられたものとする(児童福祉法第16条第2項)  
厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。(児童福祉法第16条第3項)

#### 2 職務内容

##### ～児童委員の職務 (児童福祉法第17条第1項)～

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと
- ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと
- ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること
- ⑥ 必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと

##### ～主任児童委員の職務 (児童福祉法第17条第2項)～

児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

##### ～民生委員の職務 (民生委員法第14条)～

- ① 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

#### 3 定数・委嘱者数

**児童委員、民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準(※)を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県知事が条例で定める** (民生委員法第4条)

平成28年4月1日現在 基準に照らした充足率 98.2% (基準上の定数 236,364人(主任児童委員を含む) / 委嘱者数 232,112人(同左))

※厚生労働省が定める定数基準 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知) では、例えば、都市部は220～440世帯ごとに1人、町村部は70～200世帯ごとに1人の民生委員・児童委員を配置とされている。

※主任児童委員については、上記通知により、民生委員協議会の規模に応じて、民生委員・児童委員の定数が39人以下の場合は2人、40人以上の場合は3人を配置とされている。

#### 4 任期等

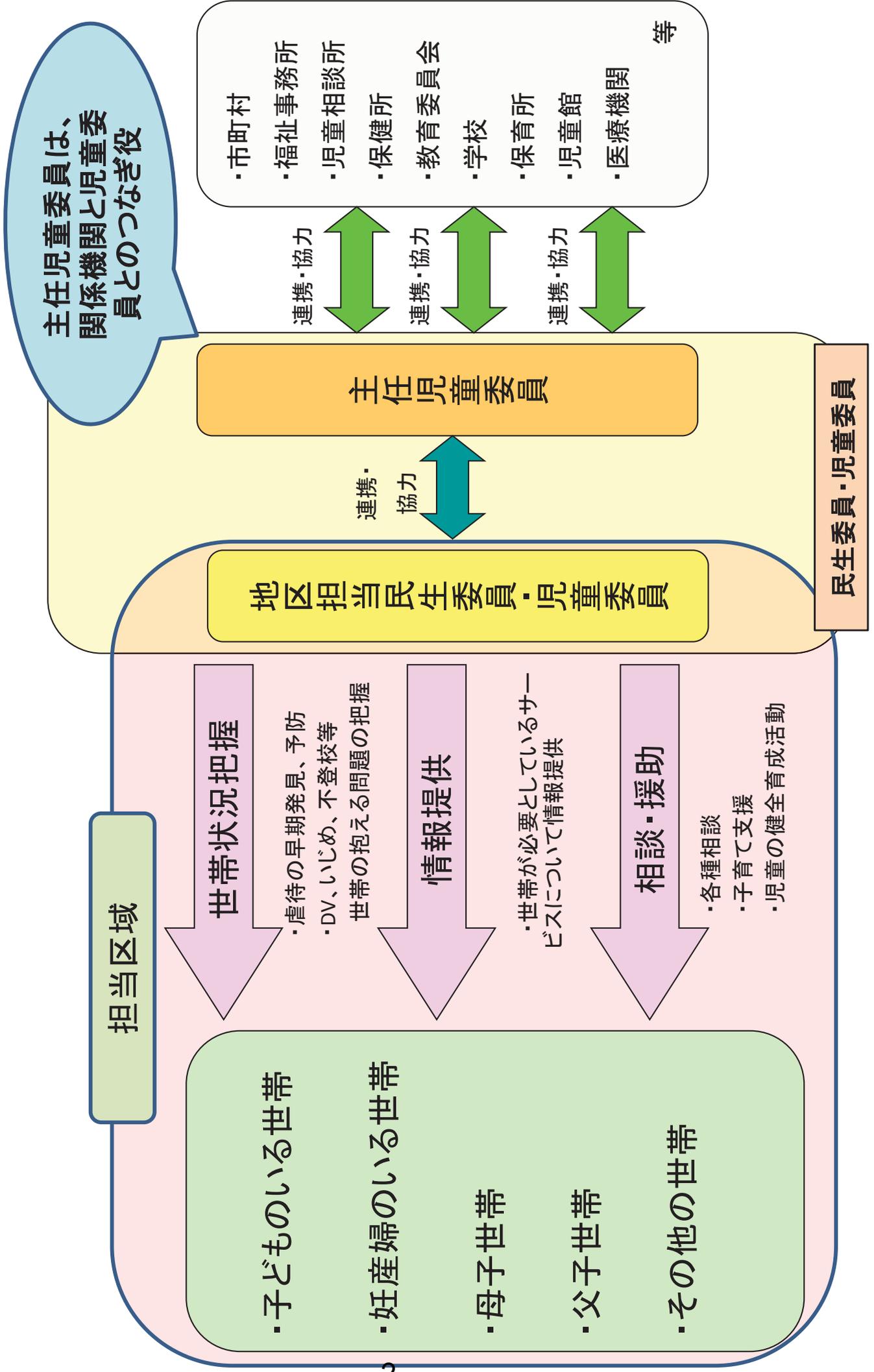
給与は支給しない。任期3年(民生委員法第10条)・直近の一斉改選は、平成25年12月1日・民生委員・児童委員1人当たり活動費、年59,000円(地方交付税措置)

#### 5 年齢要件

民生委員・児童委員は、75歳未満の者、主任児童委員は55歳未満の者を選出するよう努める

いずれも雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知

## 2 児童委員、民生委員、主任児童委員の活動について



### 3 児童委員等に関する制度変更等

#### ① 地方分権一括法による民生委員法の改正（平成25年6月）

民生委員の定数設定について、厚生労働大臣が定める基準が参酌すべき基準とし、都道府県等が定数を設定できるようになった。

→このほか、民生委員又は児童委員の職務に重点を置く形で職務をお願いすることは、運用上禁止されていない。

#### ② 児童委員の活動要領の改正について（平成16年通知）

・主任児童委員の民生委員としての活動に係る取り扱いが明示された。

「主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等を行わないことを原則とする。」

#### ご提案に対する基本的な考え方

児童虐待や子どもへの貧困等の問題に対処するため、主任児童委員制度の積極的な活用、民生委員・児童委員が兼職となっている方のうち、民生委員又は児童委員のいずれかの職務に重点的に取り組んで頂くことは、平成25年の制度改正により、自治体の運用により可能となっている。なお、児童の問題は世帯の問題と一体となっていることも多く見受けられること、家庭によっては児童委員と民生委員が個別に訪問することが負担となる場合もあることに留意をすることが必要である。

